

厚生年金基金実務基準第3号

厚生年金基金の年金積立金の 評価方法の変更に関する実務基準

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第1	<p>簿価評価からの移行に関する基準</p>	<p>移行時の経理処理はおおむね次の手順による。</p> <p>①旧基準による貸借対照表の作成 (当年度剰余・不足の算出)</p> <p>②移行に伴う評価損の額の算出</p> <p>③評価損の償却方法の決定</p> <p>a) 特別掛金設定額</p> <p>b) 移行調整金勘定計上額</p> <p>④移行時の経理処理</p>
第1-1	資産評価の移行日	
第1-1-(1)	<p>決算および財政決算</p> <p>平成9年4月1日以降の日を基準日とする決算および財政計算においては、年金経理に属する固定資産の評価額は、財政運営基準に定めるところによること。なお、平成7年度および平成8年度決算においては、年金経理の貸借対照表に固定資産の時価を、損益計算書に時価ベース収益の額を注記すること。</p> <p>○ 平成7年度及び平成8年度決算において注記する「固定資産の時価」及び「時価ベース収益」は、積立水準の検証報告に用いている「評価損益」により、次式により算出した額とすること。</p> <p>固定資産の時価＝固定資産額(簿価) ＋評価損益</p> <p>時価ベース収益＝当年度の収益受入金 ＋当年度末の評価損益 －前年度末の評価損益 －当年度の運用コスト</p> <p>運用コスト＝固有の信託報酬 ＋固有の保険事務費 ＋投資顧問料＋保護預り手数料 ＋運用コンサルティング料</p>	<p>財政運営基準 ＝「厚生年金基金の財政運営について(平成8年6月27日年発第3321号)」の厚生年金基金財政運営基準のこと</p>
第1-1-(2)	<p>予算</p> <p>平成9年度予算は、別途定めるところにより、次の第2の1に掲げる移行に伴う評価損の額を見込んで、時価ベースで編成すること。</p>	<p>予算編成通知参照</p>
第1-2	<p>移行時の評価</p> <p>平成9年度決算における固定資産の評価額は、基金において選択した評価方法の如何に関らず、平成9年度末現在における時価とすること。</p>	<p>時価については、財政運営基準第1(11)参照</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>第2 第2-1</p>	<p>移行に伴う評価損の償却に関する基準</p> <p>移行に伴う評価損の額</p> <p>次の(1)と(2)に定める額の合計額を移行に伴う評価損の額とすること。ただし、当該合計額に次の(3)に定める額の全部または一部を加えた額を移行に伴う評価損の額とすることができること。</p> <p>(1) 平成9年度末において、流動資産、固定資産(時価)、特別掛金収入現価および繰越不足金の合計額が、流動負債、支払備金、過剰積立金残高、数理債務、給付改善準備金、繰入準備金および別途積立金の合計額を下回る額(以下「時価ベース不足額」と呼ぶ)のうち、平成9年度末において固定資産の時価が簿価を下回る額(以下「評価損」と呼ぶ)を超えない額</p> <p>○ 繰越不足金は、評価益を控除する前の額である。また、別途積立金は、評価損等との相殺前の額である。</p> <p>○ (1)の特別掛金収入現価には(2)に定める利差損繰延額を含めないこと。</p> <p>○ 時価ベース不足額若しくは評価損のどちらかがゼロ以下であった場合には、(1)の額はゼロとすること。</p> <p>(2) 平成6年度から平成8年度中に発生した利差損に相当する額のうち、平成9年度末までに行った財政計算において特別掛金に反映させることなく特別掛金収入現価に含めた額</p> <p>(3) 平成6年度から平成9年度までに発生した利差損に相当する額のうち、平成9年度末までに行った財政計算の基準日後に発生した額</p> <p>○ (3)の利差損額を「移行に伴う評価損の額」に加える場合には、「繰越不足金の額と当年度不足金の額の合計額」を限度とすることを原則とすること。</p> <p>○ 財政の安定化を図るための特例掛金を徴収した年度については、その額は(3)の利差損額には加えないこと。</p>	<p>時価ベースで剰余が出た場合には、時価ベース不足額は負の値となるが、以下の取扱いでは、負の値のまま時価ベース不足額を使用する。</p> <p>「厚生年金基金の平成6年度決算における年金数理計算等について(平成7年3月31日企国発第45号・年数発第5号)」の2(1)参照</p> <p>限度を超えて利差損額を加えると、超えた額について剰余が発生することに留意が必要である。</p>
<p>第2-2</p>	<p>償却開始基準日</p> <p>移行に伴う評価損は、次の(1)～(3)に掲げるところにより、できるだけ早く償却を開始すること。</p>	

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
第2-2-(1)	<p>平成9年度予算における償却開始 移行に伴う評価損は、平成9年度に償却を開始することができること。この場合、平成9年度予算において、移行に伴う評価損の推計額を基礎として特別掛金を算定し、規約に定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移行に伴う評価損の推計額は、予算編成時に把握できる直近の時点の評価損の額に、以下の額を加えた額とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成6～7年度に発生した利差損に相当する額のうち平成7年度末までに行った財政計算において、特別掛金に反映させることなく特別掛金収入現価に含めた額 ② 平成6～9年度に発生した利差損（見込まれる額を含む）に相当する額のうち平成7年度末までに行った財政計算の基準日後に発生した額の全部、又は一部（ゼロでも可） ○ 特別掛金の算定は財政運営基準の第4の3に定めるところによるが、基礎とする給与総額は平成9年度事業計画書の平均加入員数、及び平均給与より算出すること。 	<p>←予算編成通知参照</p> <p>← 予算説明会の資料によれば、平成9年度末の別途積立金の推計額を、控除することになる。</p> <p>← 財政の安定化を図るための特例掛金を徴収した年度については、その額は加えないこと</p> <p>定率償却、定額償却も可能である後に予定償却完了日を延ばす取扱いは、基本的にはできないので注意が必要である。</p>
第2-2-(2)	<p>平成10年度予算における償却開始 平成10年度中の償却開始を平成10年度予算において措置する場合には、移行に伴う評価損の見込額を基礎として特別掛金を算定し、規約に定めること。 また、前記(1)により平成9年度中に償却を開始した場合には、平成10年度の予算において、移行に伴う評価損の見込額から平成9年度の特別掛金の元利合計の見込額を控除した額を基礎として特別掛金を見直すことができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 移行に伴う評価損の見込み額は、予算編成時に把握できる直近の時点の評価損の額に、以下の額を加えた額とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 平成6～8年度に発生した利差損に相当する額のうち、平成8年度末までに行った財政再計算において、特別掛金に反映させることなく特別掛金収入現価に含めた額 ② 平成6～9年度に発生した利差損に相当する額のうち平成8年度末までに行った財政計算の基準日後に発生した額の全部、又は一部（ゼロでも可） ○ 特別掛金の算定は財政運営基準の第4の3に定めるところによるが、基礎とする給与総額は平成10年度事業計画書の平均加入員数、及び平均給与より算出すること。 	<p>← 財政の安定化を図るための特例掛金を徴収した場合には、その額は加えないこと</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>○ 平成9年度予算から償却を開始している場合で、特別掛金を見直す場合には次によること。</p> <p>① 平成9年度の特別掛金の元利合計は、厚生年金基金規則第32条第1項に定める予定運用利率（以下「予定利率」という）による、複利計算により算定すること。</p> <p>② 平成9年度の特別掛金の元利合計の見込み額を算定する場合において、特別掛金額が決定していない月の特別掛金額については、額が決定している直近の月の掛金額と同額として算定すること。</p> <p>③ 償却期間は、財政運営基準の第4の3(6)イに準じて決定するものとし、この場合において、平成10年度予算における評価損の見込み額が、平成9年度予算における評価損の推計額を上回る場合には、この上回る額を新たに発生した過去勤務債務と見なして決定すること。</p>	
<p>第2-2-(3)</p>	<p>平成9年度決算を基礎とする償却開始</p> <p>ア 原則的取扱い</p> <p>前記(1)と(2)に定めるところにより償却を開始しなかった基金は、原則として、平成9年度決算において確定した移行に伴う評価損を基礎として特別掛金を算定し、遅くとも平成11年4月から償却を開始すること。</p> <p>また、前記(1)または(2)に定めるところにより、平成10年度予算において特別掛金を設定した場合には、平成9年度決算において確定した移行に伴う評価損から平成10年度までに拠出した特別掛金の元利合計を控除した額を基礎として特別掛金を見直すこと。</p> <p>○ 特別掛金を設定すべき額は、移行に伴う評価損の額から別途積立金額を控除した額とすることが原則であること。</p> <p>ただし、別途積立金の全部又は一部を控除しない取扱いもできること。</p> <p>○ 平成9年度予算において特別掛金を設定した場合において、平成9年度中に拠出した特別掛金の元利合計は、予定利率による複利計算により算定すること。</p> <p>この場合において、当年度剰余がある場合には、移行に伴う評価損から控除する額は、特別掛金の元利合計が当年度剰余を上回る額とすること。</p>	<p>別途積立金を残す取扱いは、移行に伴う評価損の全額について、特別掛金を設定する場合にのみ可能である。</p> <p>←特別掛金の、二重控除を防ぐための措置である。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>イ 移行調整金勘定</p> <p>前記アにおいて、財政運営の健全性を確保することができると認められる場合には、移行に伴う評価損の10分の9を限度として移行調整金勘定に計上することができること。この場合、移行調整金勘定は、次の(ア)～(ウ)に定めるところにより取り扱うこと。</p> <p>(ア) 平成10年4月以降の毎事業年度の決算において、当初計上額をその償却を開始する事業年度初から平成19年3月末日までの年数で除した額以上の額をとりくずし、他の財政運営上の剰余不足と併せて処理すること。</p> <p>(イ) 決算において当年度剰余金が計上され、繰越不足金の解消に充当してもなお剰余がある場合には、これを移行調整金勘定の残高の処理に充てることができること。</p> <p>(ウ) 平成10年度以降は、移行調整金勘定に新たな額を計上しないこととし、遅くとも平成18年度末までに移行調整金勘定を解消すること。</p> <p>○ 移行に伴う評価損は、できるだけ早期に償却することが原則であるので、償却の先送りを目的とする移行調整金勘定への計上は慎重に行なうこと。移行調整金勘定を設けた場合には、できるだけ早期に解消できる財政運営を心がけること。</p> <p>○ 「財政運営の健全性を確保することできると認められる場合」とは、即時に償却を開始しないことの影響について、将来の掛金の上昇の可能性などを具体的な数値で基金に示し、基金が将来の掛金上昇要因として代議員会に諮り了承を得た場合である。</p> <p>○ 移行調整金勘定を設ける場合には、別途積立金の全額を移行に伴う評価損の償却に充てなければならないこと。</p> <p>また、移行調整金勘定と特別掛金を設定する額の合計額は、時価ベース不足額と繰越不足金の合計額を上回ることはできない。</p> <p>したがって、移行調整金勘定に計上できる額の上限は次の額のうち最少の額となる。</p> <p>① 移行に伴う評価損の額－別途積立金の額</p> <p>② 時価ベース不足額＋繰越不足金 －特別掛金を設定する額－別途積立金</p> <p>③ 移行に伴う評価損の額×0.9</p>	

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>○ 移行調整金勘定の償却は、原則として平成10年度から開始することとし、毎年の取崩額は(ア)に定める額(変わることはない)を下限として、毎事業年度の決算時に、任意に定めることができること。</p>	
<p>第2-2-(4)</p>	<p>平成11年度以降の償却開始</p> <p>特段の事情があり、かつ、財政運営の健全性を確保することができると思われる場合には、平成10年3月末日以降、基金において最初に行う財政再計算の基準日以前の日を基準日として行う財政計算(当該財政再計算を含む。)において特別掛金を設定し、移行に伴う評価損の償却を開始することができること。</p> <p>この場合、償却を開始するまでの期間に係る決算においては、移行に伴う評価損の全額を移行調整金勘定に計上すること。また、移行調整金勘定の取扱いは前記(3)のイの(ア)～(ウ)に定めるところによること。</p> <p>○ 平成10年3月末日を基準日として財政計算を行なう基金にあっては、次のような取扱いもできること。</p> <p>① 移行に伴う評価損の全額について特別掛金を設定しようとする場合には、決算においては評価損の全額を移行調整金勘定に計上し、財政計算においてその全額について特別掛金を設定すること。</p> <p>この場合において、別途積立金がある場合には、移行調整金勘定の償却にあててを原則とするが、別途積立金の一部又は全部を取り崩さずに留保する取扱いもできること。</p> <p>② 移行に伴う評価損の一部(ゼロも含む)について特別掛金を設定しようとする場合には、決算においては以下の額のうち最少の額を限度として移行調整金勘定に計上し、財政計算において特別掛金を設定すること。</p> <p>A. 移行に伴う評価損の額－別途積立金の額 B. 時価ベース不足額＋繰越不足金 －特別掛金を設定する額－別途積立金 C. 移行に伴う評価損の額×0.9</p>	

厚生年金基金の年金積立金の評価方法の変更に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>○ 平成10年4月1日以降を基準として行う財政計算で特別掛金を設定しようとする取扱いは、例外的な取扱いであり、特段の事情があることが必要である。</p> <p>この場合において、「財政運営の健全性を確保することできると認められる場合」とは、即時に償却を開始しないことの影響について、将来の掛金の上昇の可能性などを具体的な数値で基金に示し、基金が将来の掛金上昇要因として代議員会に諮り了承を得た場合である。</p>	<p>「特段の事情」の例としては、「財政再計算が近い」、「財政再計算で掛金を上げたばかりで、連続して掛金を上げることは理解を得られない」などが考えられる。</p> <p>特段の事情の内容については、代議員会の議事録などで、確認できるようにする必要がある。</p> <p>財政上の影響については、基金に十分説明すること。</p>
第2-3	<p>償却のための特別掛金の設定方法</p> <p>(1) 移行に伴う評価損は、他の財政運営上の不足金とは区別し、3年以上20年以下の期間で償却するものとして特別掛金を設定すること。この場合において、特別掛金の具体的な算定方法は、財政運営基準の第4の3に定めるところによること。</p> <p>○ 特別掛金率の算定の基礎とする給与は、基本部分の標準給与、加算部分の給与、若しくはその両方を使用することができるものとする。</p> <p>○ 評価損の償却のための特別掛金を、基本部分、加算部分の両方に設定する場合には、移行に伴う評価損の額を、平成9年度末における旧基準による責任準備金の比率などの合理的な基準により、基本部分、加算部分に配分すること。</p> <p>○ 総合設立、連合設立の基金であって、一律の掛金を適用することが合理性を欠くと判断される場合には、平成9年度末における旧基準による責任準備金の比率などの、合理的な基準により評価損を事業所ごとに配分し、償却することもできること。</p> <p>この場合、償却方法は同一とすること。</p> <p>○ 平成10年度予算において特別掛金を設定した場合において、移行に伴う評価損の額が、当該特別掛金の基礎となった評価損の推計額又は見込み額を上回る場合には、その上回る額を新たに発生した過去勤務債務とみなして特別掛金を設定すること。</p> <p>(2) 前記(1)にかかわらず、移行に伴う評価損は、他の不足金と一括して取り扱うことができること。</p> <p>○ 移行に伴う評価損の全額又は一部を、他の不足金と一括して取り扱うこともできること。</p> <p>○ 他の不足金と一括して取り扱った上で、変更計算を行なうことも可能であること。</p>	<p>総合基金の予定償却期間は、財政運営基準によらず、20年とすることができる。</p> <p>定率、定額償却も可能である。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>(3) 決算において当年度剰余金が計上され、繰越不足金の解消に充当してもなお剰余がある場合には、これを移行に伴う評価損の償却に充て、特別掛金を見直すことができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般の特別掛金とは区別して取り扱うこと。 ○ 決算において剰余金を償却に充てる場合のほか、別途積立金がある場合にはこれを償却に充て、特別掛金を見直すことができること。 ○ 財政計算を行う場合には、財政運営基準に従って、特別掛金、予定償却完了日、償却方法を見直すことができること。 ○ 財政計算を行う場合には、移行に伴う評価損の未償却額の全額を、一般の過去勤務債務の未償却債務残高と区別せずに取扱い、特別掛金を設定することもできること。ただし、この措置により設定した特別掛金が、この措置によらないときの特別掛金の合計より低くなったり、予定償却完了日が遅くなるようなことがあってはならないこと。 	<p>財政運営基準第 4-1-(3)キに該当するものとする。</p> <p>定率償却を行っている場合には、遅くとも平成29年度までには、一括償却をして償却を完了すること。</p>
第3	<p>移行年度の会計処理に関する基準等</p> <p>(略)</p>	